

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 財務（支）局長 【提出日】 年 月 日 【会社名】 (2) _____ 【英訳名】 _____ 【代表者の役職氏名】 (3) _____ 【本店の所在の場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の 種類】 (4) _____ 【届出の対象とした募集（売出）金額】 (5) _____ 【安定操作に関する事項】 (6) _____ 【縦覧に供する場所】 (7) 名称 _____ (所在地) _____ [第一部～第四部 略] (記載上の注意) [(1)～(3)] 略 (32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 [a～c 略] d 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 【提出先】 財務（支）局長 【提出日】 年 月 日 【会社名】 (2) _____ 【英訳名】 _____ 【代表者の役職氏名】 (3) _____ 【本店の所在の場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の 種類】 (4) _____ 【届出の対象とした募集（売出）金額】 (5) _____ 【安定操作に関する事項】 (6) _____ 【縦覧に供する場所】 (7) 名称 _____ (所在地) _____ [第一部～第四部 同左] (記載上の注意) [(1)～(3)] 同左 (32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 [a～c 同左] d 指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報」の項目を設けて、指定国際会計基準又は修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。e及びfにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。e及びfにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作

令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（fにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（eにおいて「米国基準適用会社」という。）が、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

f 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

[(33)～(89) 略]

第四号の三様式

成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法（fにおいて「米国基準」という。）により連結財務諸表を作成した提出会社（eにおいて「米国基準適用会社」という。）が、指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

e 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について指定国際会計基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、また修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には修正国際基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

f 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表について修正国際基準により作成を開始した場合には、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容の記載の後に、「並行開示情報」の項目を設けて、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により連結財務諸表を作成した場合には連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には指定国際会計基準により作成すべき連結財務諸表について、また米国基準により連結財務諸表を作成した場合には米国基準により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、最近連結会計年度の直前連結会計年度において連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）又は指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前の連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

ただし、提出会社が初めて提出する届出書に修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合は、記載を要しない。

[(33)～(89) 同左]

第四号の三様式

の直近のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表の作成を開始した場合は、記載を要しない。

e [略]
[(7)~(8) 略]

のものをいう。)の直前連結会計年度において米国基準により連結財務諸表を作成した提出会社が、修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

e [同左]
[(7)~(8) 同左]

備考 表中の [] の記載は、お客さまの「ご希望」により記載するかを決定し、記載しない場合は「-」を記載しております。